

尾張都市計画地区計画の変更（稲沢市決定）

都市計画陸田工業団地地区計画を次のように変更する。

	名 称	くがた 陸田工業団地地区計画
	位 置	稲沢市陸田町、子生和町、赤池町の各一部
	面 積	約7.2ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、市の北東部でJR稲沢駅、名神高速道路一宮インターチェンジ等に近接した交通の利便に恵まれた位置にあり、主として既存市街地で規模拡大が困難である工場の移転先地として分譲する工業団地である。本計画は、著しく環境を害することのおそれのない工場を誘致し、ゆとりのある街区の形成及び緑地帯等により環境の保全に努め、周辺の住環境に配慮を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	計画的な工場用地の配置により、快適な工業施設環境の形成と保全を図るとともに、周辺地域とも整合した環境の維持、保全を図る。
	地区施設の整備方針	本地区は、開発許可により道路、調整池及び緑地・広場等の公共施設を配置し、これらの機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	建築物の用途の混在化、敷地の細分化を防止し、良好な工業団地を形成するとともに、周辺住環境に配慮するよう「建築物等の用途制限」及び「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 また、地区の景観や周辺環境に配慮した建築物が建築されるよう「壁面の位置の制限」及び「建築物等の高さの最高限度」を定める。
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	ゆとりと潤いのある工業団地の環境の向上及び周辺の環境との調和を図るため、隣接する集落等に配慮した緩衝緑地帯を配置する。

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	地区の 区 分	地区の名称	A地区	B地区	
			地区の面積	約1.3ha	約4.6ha	
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 工場（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（ぬ）項第三号（八の三、十三、十三の二）及び（る）項第一号で定めるものを除く。） 2 前号の建築物に附属し、用途上不可分のもの（法別表第2（る）項第二号で定めるものを除く。）			
		建築物の敷地面積の最低限度	1,500㎡			
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、計画図に示す緩衝緑地帯に接する道路境界線までの距離は6.5m以上、その他の道路境界線までの距離は1m以上でなければならない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、計画図に示す緩衝緑地帯に接する道路境界線までの距離は10m以上、その他の道路境界線までの距離は1m以上でなければならない。		
		建築物等の高さの最高限度	20m			
	土地利用の制限に関する事項	緩衝緑地帯の幅員	6.5m	10m		
		緩衝緑地帯の用途・保全に関する制限	緩衝緑地帯は、その用途以外に利用してはならない。また、緩衝緑地帯の樹木は伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りでない。 1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 2 徐伐、間伐、整枝等樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採 3 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採 4 仮植した樹木の伐採 5 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる樹木及び計画図に示す出入口等の施設の土地利用上、必要最小限やむを得ない樹木の伐採			

区域及び土地利用の制限の区域は計画図表示のとおり